

江戸川大学総合情報図書館利用規程

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、江戸川大学総合情報図書館規程第7条に基づき、図書館利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧資格)

第2条 総合情報図書館（以下「図書館」という。）を利用する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 江戸川大学教職員
- 二 江戸川大学学生
- 三 特に図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(開館日及び臨時開館・閉館)

第3条 図書館は、江戸川大学学則に定める休業日を除き開館する。

2 臨時開館日・閉館日は、必要に応じて館長が定め、その都度これを掲示する。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- 一 月～金曜日 午前9時から午後7時まで
 - 二 土曜日 午前9時から午後2時まで
- 2 館長は、必要に応じて前項の開館時間を変更することができる。

(入館手続)

第5条 入館の際は、図書館入館システムのカード読取装置に教職員は職員証、学生は学生証を通して入館する。

(閲覧上の厳守事項)

第6条 閲覧者は、次の事項を厳守しなければならない。

- 一 図書等の閲覧は、閲覧室において行い、閲覧中の図書は一切館外に持ち出さないこと
- 二 図書等を汚損したとき、あるいは落丁・乱丁その他を発見したときは、直ちに係員に届け出ること

(帶出資格)

第7条 図書等を館外へ帶出し得る者は、次の各号に該当する者に限る。

- 一 江戸川大学教職員
- 二 江戸川大学学生
- 三 特に館長が許可した者

(帶出期間及び冊数)

第8条 図書等の帶出期間及び冊数は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| 一 江戸川大学教職員 | 3か月以内 | 20冊以内 |
| 二 江戸川大学学生 | 2週間以内 | 10冊以内 |
| 三 未製本雑誌（最新号は除く） | 1週間以内 | 2冊以内 |

四 教員が指定したもの	一夜貸し	2 冊以内
五 特に館長が許可した者	2 か月を超えない範囲で 10 冊以内	
2 前項の規定にかかるわらず、館長が帶出図書等の返却を求めたときは、直ちにこれを返却しなければならない。		
(帯出手続)		

第 9 条 図書等の帶出を受けるには、所定の手続きをとらなければならない。

(帯出禁止図書等)

第 10 条 帯出を禁止する図書等は、別にこれを定める。

(転貸の禁止)

第 11 条 帯出した図書等は、他人にまた貸してはならない。

(督促)

第 12 条 図書等を帶出し、期限までに返却しない者に対しては、督促状を発する。

2 督促が 2 回に及んでも、なお返却しない者に対しては、館長は一定期間の利用を停止することがある。

3 前項の処置を受けても、なお返却しない者に対しては、館長は利用を禁止し、帶出図書等の補償を求める。

(自動返還義務)

第 13 条 第 7 条第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に掲げる者が、その身分を失ったときは、直ちに帶出図書等のすべてを返却しなければならない。

(研究室備付図書等)

第 14 条 研究室備付の図書等については、別にこれを定める。

(視聴覚資料)

第 15 条 視聴覚資料の取扱については、別にこれを定める。

(利用心得)

第 16 条 図書館を利用する者は、次のことを厳守しなければならない。

- 一 他の利用者の迷惑にならないよう静粛を保つこと
- 二 図書等は、大切に扱うこと
- 三 書架上の図書等の配列を乱さないこと
- 四 館内での飲食、喫煙はしないこと
- 五 掲示に注意し、係員の指示に従うこと

(弁償)

第 17 条 図書等を紛失あるいは汚損・き損を加えた者及び図書館施設に損害を与えた者に対しては、館長はこれを弁償させるほか、場合によっては図書館の利用を停止または禁止する。

(規程違反)

第 18 条 その他この規程に従わず、館内の秩序を乱した者に対しては、館長は直ちに退館を命じ利用を禁止する。

(その他)

第19条 この規程の改正は、江戸川大学総合情報図書館運営委員会の議を経て館長がこれを行
う。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 江戸川大学附属図書館利用規程及び江戸川短期大学図書館利用規程はこれを廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月13日より施行し、平成19年6月14日より適用する。